

社倉事目

朱子(1130~1200)は南宋の儒者であり、所謂朱子学の祖として我国でもよく知られている。彼が宋朝の下層官僚として永い間様々な経験を得ていたが、これは朱子学の形成に大いに影響を与えたと思われる。しかし、我国で朱子学と云えばむしろ実際とは全くかけ離れた観念論の極致であるかの様な印象を与えられがちであるが、その研究が山崎闇斎や野中兼山らによって行われた時点では、むしろ朱子学の実践的な側面が強く意識されていた様に思われる。このケースにはその様な朱子の仕事のうち最も秀れたものと見做される「社倉事目」とが記述されている。

社倉事目の原型となった崇安縣五夫里社倉記は次の様に社倉成立当時の事情を述べている。朱子39才の夏 崇安地方を饑饉が襲った。当時縣知事だった延瑞は朱子に豪民を勧誘してその蔵米を提供させ価格を安くして難民を救済する様依頼して来た。朱子は郷里の先輩である劉侯如愚と協力し、精力的に豪民を勧誘してその蔵米を徴発し、米価を低下させて救済に当った。丁度その頃近くの副建省の浦城で暴徒の掠奪が始まり、崇安の人心が動揺し始めた。その時にすでに貯蔵米はつきてしまっていたので、途方に暮れた2人は縣に請い、府に依頼せざるを得なかった。事情を知った府県事徐嘉は即日部下に命じて米600石を溪流を溯り船で送って来た。2人は村人と共に途中の黄帝歩の近くでそれを受取り、早速饑民に分配し、辛うじて事なきを得た。そしてそのうちに浦城の暴動もそれ以上拡大することもなく治まっていた。その年の秋は幸いにも豊作であり、農民は米の償還を願い出て来た。そして取敢えず米は民家に貯蔵された。これは当時の府知事王准が、米をそのまま貯蔵しておいて後日万一凶歳が来た場合に備えさせ、関係書類だけを府に提出させたのであった。しかしこの官米をそのまま貯蔵していたのではいずれ腐敗して食べられなくなってしまう。そこで朱子は府の許可を得て毎年一度希望者にこの米を2割の利息で貸付けて運用し、いつでも又新穀が貯蔵されるようにした。また貸付の利息も小饑饉のときには1割に減じ、大饑饉には免除することとした。ところでそれまでの様に米を民家に分けて貯蔵するのでは監視も行き届かず、出納にも不便が多かった。そこで朱子は王准に代って府知事となった沈度に願い出て郷里にある五夫里に社倉を造ってそこにまとめて貯蔵することにした。これには沈度も60,000銭を援助してくれた。社倉は朱子42才の5月に着工して8月に竣工し倉が三棟、亭が一つ、

このケースは慶應大学経営管理学科コース、「マネジリアル・エコノミクス」の授業に使用するために作成された。

門も塀も完備され守衛の詰所も作られた。そして会計係・監督4人が専任となり、社倉の組織が完成された。それ以前にも之に類した制度があり、当時も常平倉とか義倉とか云う形で残っていたが、それらはいずれも政府の所在地に設けられていただけで、僻地ではその恩恵に浴することはできなかった。しかし社倉ができてからは山間僻地の民も餓死せずに済むようになった。

5

その後各地に朱子の弟子なども関与して社倉が建立される様になった。朱子文集に記載されているものだけでも、金華、建陽、浦城、など10ヶ所などについての社倉記がある。これらの経験を集大成したものが以下に掲げる社倉事目である。

社倉事目

宣教郎直秘閣新提挙両浙東路常平茶塩公事（正式の官名）は朱喜は今次の様に社倉事目を上奏いたします。

10

1. 毎年12月、各行政区域の社首（50人一組の長、民間人）および保正・副（10人一組を保といひ、その正・副の長 民間人）に分割委任して、旧保簿（保の戸籍台帳）に基いてもう一度保簿を整理・更新する。その間に耕作しない人、逃散した人、および届出なく耕作している人が保内にあるときは、社首、隊長が（これを平生から）注意していて尉司（中央派遣の官吏）に上申し、追手をかけて、縣内をあまねく探索させる。又それを手引した戸があれば見せしめのために重罪を課する様にする。

15

翌年3月のうちに、（社首、保正・副が）更新した保簿を郷官（地方在住の官吏）に提出し、郷官がこれを点検する。もし（保簿に）脱落あるいはみだりに増減している様なところが発見された場合は、一戸一口の不実であっても直ちにそれを告発し、縣に上申して徹底的にそれを究明する手段をとることができる。もし疑問の点があれば、その保簿を根拠にして人口を計算し（必要な）米穀数を確定する。このとき大人はある一定量とし小児はその半分とする。貸与の日になったときには人戸に請求状^{*}を持参させ、それを元帳と対照して裏書きし、監官（担当官）はその請求状の記載に従って支給を行う。

20

25

2. 毎年5月下旬の米作の端境期に先立って、4月上旬に府（中央官庁）に上申し、前例によって貸与（の手続の開始）を願ひ出る。すなわち、本縣の清廉、強直な官吏一員と、その世話をする人吏一名、計量担当の吏員一名（斛子という、升取りの役目をする）を選定し、前以て現地に赴いて、郷官と共同して貸与を実施する様願ひ出る。

30

3. かねて府に上申していた官吏が到着したならば、現地一帯に掲示（榜という）を出して、貸与の期日を定め、都を区分して支給を行う（遠くにある都を先にし、近くの都は後になる

35

様にする。一日に一都の割で支給を行う)。人民に対し条件を明示し(収入が600文以上あるいは自営で衣食に欠ける様なことのない人戸には貸与しない)、各人民は夫々の期日に請求状を持参し(状内には大人、子供夫々の人数が記載されている)、保を結び(10人単位で1保とする)、相互に返済の責任を保証させる。もし保内に逃亡した人間が居る時はその保内の人が平等に責任を負う形で保を形成し、10人以下となって保を結びえないときは貸与を行わない。請米状の本人が倉に赴き米を請求する。すなわち、社首、保正・副、隊長、大保長、ならびに各々の責任者が倉に行き面体を確認し、保簿と対照する。もし申請に偽りや重複がなければ、直ちに共同して押印し、保証する(社首、保正などの人が保証しない場合でも倉庫の管理者(郷官)が保証する場合は貸与することが出来る)。その日は中央の官吏と郷官とが共に倉に入り、請米状に従って順次支給を行う。その場合保証の有無にかかわらず情宣によって貸与を行う様な事実があれば、それを第三者が告発することが出来、その事情に応じて断罪することが出来る。その他の場合は何人も妄りに貸出しを阻止する様なことはできない。同様に、みだりに(監官が)貸出しを強要することもできない。(社倉以前にも常平倉、義倉などの制度があったが、貸出しを強要して貧民を苦しめることが多かったと云う。)

4. 米の支給、収納の際には、淳熙7年12月中央官庁であつた新しい漆塗りの公式の桶と斗を用いる(桶は米又は豆5升半の容量となっている)。升取りは検閲を受けて測定し、その監督の附添人は2人だけが門の中に入ることが出来る。その他は門外に整然と並んで混雑にまぎれて支給する米穀を奪い取ることがない様にする。そしてもしその様な事実があれば被害者は中央官庁にそれを告発し、重罪を課するようにする。

5. 豊年の際に、もし人戸が官米の貸与を請うことがあれば(三倉のうち)二つの倉を開き、一つの倉は手をつけないでおく。そしてもし凶作の際には、残りの蔵を開いて、山奥や遠くの谷で耕田している民を優先して貸与し、かくて豊凶時の調節をはかる。

6. 人戸に貸与した官米は冬になって返済する(11月下旬を過ぎることは許さない)。この場合先ず11月上旬に期日を定めて府に上申し、例によって官吏を派遣し、升を帯同し、期日に間に合う様に来て、公平に受納を行う様要請する。以前には貸与した米1石につき利息2斗を取っていたが、現在ではそうではなく、単に倉の元米の減少がない様に考えて、1石について3升を申し受けて、元米の減少に備え、さらに升取り人などの飯米に充当する。その米については正しく期日を記帳して収支を明らかにする。

7. 中央官庁に申し出た監察官が到着したならば、全域に掲示板を出し、期日を指定し、都単位に米の収納を行う。(この場合は近くの都を先に、遠くの都を後にする。又1日1都に

ついて収納を行う)。社首、隊長が保頭に通知し、保頭が各人戸に通知する。お互いに調べて合って品質が一定のよく乾燥して硬いもみ米を作り、書類を添えて(同じ保人戸はまとめて一つの書類とする。もし量が不足しているときは返納を受けつけない。又もし保内に逃亡した人戸があれば、保が不足分に対して責任を持って返納する)。倉に行って返納する。中央の監査官、地方の官吏、升取りなどの人々は期日に倉へ行って受納する。みだりに期日を変更したり、定められた量を上回って受納することは出来ない。その他の点については支給時の契約に従って米を受納する(米を受納した官吏、升取りについては米の受納に不正があったかどうかを知るため、次年の夏に米の支給を行う日まで役目を変更してはならない。

8. 米の貸与及び受納が終わったらその日のうちに中央官庁が支給した書式に必要な事項を転記し、作業が全部終了した日に総数を附して中央官庁に報告し、その帳簿と照合を受ける。

9. 米の貸与及び受納が行われる日毎に、中央官庁が派遣する官吏1名、升取り1名、社倉等の担当官1名、倉子2名については、1名当り、1日に飯米1斗(約半月分)及び旅費として米2石を支給する。この分の合計は米17石5斗である。又書記1名、数量の記帳係1名については、1日の飯米1斗(約半月分)、旅費6斗を支給する。この分の合計は4石2斗である。縣官の付人7名地方官庁の官吏の付人10名についてはそれぞれ1日に飯米5升を支給する(10日分)。この合計は米5石5斗である。以上を総計すれば米30石2斗となる。1年に2度行われるから、1年間に米60石4斗を必要とする。又毎年垣根の手入れ、内部の敷物を購入するなどして倉を修理するための費用は合計して米9石である。以上の全部を合計すると米69石4斗となる。

10. 保の確認のための書式；

某里某都社首某人今本都の大保長、隊長と共に都内の人口数を次の様に確認致します。

甲戸(大人〇〇名、小児〇〇名、居住地名、農業以外の職業を営む戸については収入を明示する。傭人、耕田の有無、開店の売買の有無、土着、外来の別)

以下同様に各戸毎に記入する。

以上某人等は都内の人戸数及び人口数を確認し、みだりに数字を増減し、一戸一口たりとも不実のないことを報告いたします。もし戸数や人口に減少がありましたならば縣に引渡し断罪されても甘んじてお受けいたします。

年月日 大保長 姓名 押印
隊長 姓名
保正副 姓名

社 首 姓 名

11. 請米状の書式

某都第某保、隊長某人、大保長某人の下に、某処の保頭某人等、何名の者は今ここに共同で責任を負って社倉にあたって大人1人当たり若干量、小児についてはその半分の米を借入いたしたいと思ひます。冬になつたならば期日には良く乾いた硬いもみ米を耗米(利息)として1石当り3升を添えて返済致します。保内に1名たりとも逃亡したり事故死したりする人間がありましたならば、その保内の人不足分を負担いたします。以上の事柄に決して違ふ様なことはありません。

年月日	保 頭	姓 名
	甲戸の開名	
	大保長	姓 名
	隊 長	姓 名
	保 長	姓 名
	社 倉	姓 名

12. 社倉の収支には米を用いる、社首、保正副、隊長、保長に通知し、隊長、保長は各戸に通知する。もし隊長が居ない場合は毎戸が社倉に赴いて事情を説明し、社首が正式にその代理をつとめることができる。しかしもし社首が居ない場合には直ちに申告し新たに任命を受けなくてはならない。

13. 帳簿と鍵は郷官が責任を明確にし分担して保管する。大口の収支は監官(中央の官吏)が検閲し押印することが必要であり、その他の出納の細目は郷官に責任を明確にしてその管掌を委任し、つとめて公平を保ち、いやしくも私情を容れて不正が生ずる様なことがあつてはならない。

14. もし幸いに豊年であつて人戸が米の借入れを願ひ出ない様な場合は、7,8月になつてから、産戸で借米を願う者があればそれを許してもよい。

15. 社倉の建物、什器については守倉の任に当る者が常時責任を持って、みだりに毀損他の用途に借出したりすることがない様にする。もし損失が生じたならば郷官が点検し守倉の任にある人にそれを尽して弁償させる。もし損害が小さいときにはその都度修復し、大きな損害のときはその際に理由をそえて中央官庁に申し出、そのために米を充当することを願ひ出る。

参考文献

朱 晦庵
楠木 正継
後藤 俊瑞
三浦 国雄
河合栄次郎
曾我部静雄

朱文公文集 汲古書院
中国哲学研究 国士館大学出版部
朱子 日本評論社
朱子 講談社
常平倉の研究 内外出版社
宋代政経史の研究 吉川弘文館

不 許 複 製

慶應義塾大学ビジネス・スクール

Contents Works Inc.